

企画競争実施の公示

令和7年4月11日

一般社団法人 山陰インバウンド機構

次のとおり、企画提案書を受け付けます。

1. 業務概要

(1) 業務名

着地型ツアー商品販売促進事業

(2) 業務内容

別紙「説明書」による

(3) 履行期限

令和8年3月31日（火）

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国、鳥取県、島根県又は鳥取県及び島根県内の市町村において入札参加指名停止措置を受け、企画提案提出日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (4) （一社）山陰インバウンド機構への協力体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3. 手続等

(1) 担当部署

（一社）山陰インバウンド機構

住所：〒683-0043 鳥取県米子市末広町311番地 米子駅前ショッピングセンター4F

E-mail：sanindmo@sanin-dmo.jp

TEL：0859-21-1502 / FAX：0859-21-1524

(2) 企画提案書の作成について

①企画提案書の作成様式及び記載上の留意点

業務の実施方針、手法等を記載した企画提案書（A4判15枚程度）に併せて、次の事項を記載した書面を提出して下さい。

- ・事業の定性的・定量的な目標値
- ・業務の実施体制、実施工程
- ・緊急時の連絡体制

- ・苦情等相談に係る処理体制
- ・配置予定技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況（該当する場合）
- ・業務項目別の経費概算
- ・再委託等の有無及び予定（ただし、発注者側の承諾を要するものに限る。）

②その他

- ・上記の2.企画競争参加資格要件（1）から（4）を満たすことが分かる書類（誓約書等）を企画提案書と一緒に提出すること

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和7年4月23日（水）17時00分（必着）

提出場所：（1）に同じ。

提出方法：メールにより電子データで提出の上、必ず電話すること

(4) ヒアリング実施の有無 無

(5) 契約の相手方として最適なものを特定（以下「特定」という）するための企画提案書の評価基準

- ①業務内容の理解度：調査目的、業務内容について十分に理解していること。
- ②提案内容の優良性：提案内容に具体性、妥当性、実現可能性を伴い、優れていること。
- ③提案内容の独創性：独自の発想に基づく提案内容が含まれていること。
- ④業務遂行の安定性：実施体制、実施スケジュール等の業務環境が、委託業務を安定的に遂行できるものであること。
- ⑤業務成果の中立性：適正公平な業務成果を示すことができること。
- ⑥必要経費：業務内容に見合った適切な経費であること。
- ⑦専門的知識：業務を遂行するために必要十分な専門的知識を有すること。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 本業務の支払条件及び概算予算額
 - ・支払条件：完了検査終了後、適法な請求書を受領して30日以内。
 - ・概算予算額：4,500,000円を上限とする。（消費税及び地方消費税を含む）
- (4) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (5) 提出期限までに到着しなかった企画提案書は、いかなる理由があっても特定しないものとする。
- (6) 提出された企画提案書の差替え及び再提出は、原則認めない。
- (7) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (8) 提出された企画提案書は、原則返却しない。
- (9) 原則として、本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。
- (10) 提出された企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。

- (11) 特定した提案内容については、（一社）山陰インバウンド機構情報公開規程に基づき、開示する場合がある。
- (12) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、（一社）山陰インバウンド機構会計規程に基づく契約手続の完了までは、（一社）山陰インバウンド機構との契約関係を生じるものではない。
- (13) 提出期限までに成果物を提出する見込みがないことが明らかな場合は、契約の全部又は一部を解除する。
- (14) 企画競争の結果は、原則として企画提案書の提出期限の翌日から 14 日以内に、企画提案者に対して書面で通知するとともに、（一社）山陰インバウンド機構ホームページで次の事項を公表する。
- ・ 特定した企画提案書を提出した者の名称、住所、代表者氏名及び決定日
 - ・ 企画提案者ごと、評価項目ごとの評価得点及び合計点
- (15) 契約履行過程で生じた成果物の著作権は（一社）山陰インバウンド機構に帰属する。
- (16) 不明な点等の問い合わせ先等
- ・ 問い合わせ先： 3.（1）に同じ（担当：高野）
 - ・ 問い合わせ方法： 電話又は電子メール
 - ・ 問い合わせ期間： 公示の日から、3.（3）に記載の提出期限前日まで
- なお、評価基準の配点は、質問の対象外とする。

説 明 書

1. 業務名

着地型ツアー商品販売促進事業

2. 実施時期

契約締結の日～令和8年3月31日

3. 業務の目的

山陰地域は鉄道、バスとも便数が少なく2次・3次移動手段の利便性が悪い。また、日常的に外国人対応する機会も多くないため、外国語での予約受付や現場での多言語対応などのインバウンド受入れ体制がまだまだ整っていない。

一方、令和6年度から関西万博の観光ポータルサイトが開設され、開幕前から関西を拠点とした周遊観光需要を取り込んでいこうとする動きがあることから、当機構では令和6年度事業として、関西万博の観光ポータルサイトに掲載する着地型ツアー造成事業を単独予算で計上し、地域の事業者と連携してモデルとなる着地型ツアーを積極的に造成・販売することで、短期的に公共交通の利便性や地域の外国語対応の弱さをカバーしつつ、円滑に周遊観光できる環境の中長期的な普及・整備を図ることとしている。

当該事業により関西万博の観光ポータルサイトにはすでに複数の着地型ツアーを掲載することができており、ある程度軌道に乗る見込みが立ったことから、令和7年度については、更に販売体制を強化していく。

4. 業務の内容

着地型ツアーの造成から販売、オペレーション（予約受付・回答、事業者への連絡、ツアー催行、あっせん、精算などの業務）まで一気通貫で担える事業者を選定し、円滑かつ確実に販路にのせ、流通の定着化を図る。また、売れ筋となる日帰り商品だけでなく、管内DMO等が造成した商品を組み合わせた長期滞在プランも造成し、関西万博の観光ポータルサイトやOTA、旅行代理店ホームページ等多様な販売チャンネル活用し、販売していく。

5. 目標と成果の指標

【アウトプット】

- ・タリフ化した着地型ツアー：10商品
 - ※うち1件は山陰エリア内に3泊以上のツアーを造成
- ・関西万博ポータルサイトへの掲載：5商品
 - ※うち1件は山陰エリア内に3泊以上のツアーとする
- ・OTA又は旅行代理店ホームページへの掲載：10商品
 - ※うち1件は山陰エリア内に3泊以上のツアーとする

【アウトカム】

- ・着地型ツアー売上：平均単価30,000円×100人=3,000,000円
- ・着地型ツアーの延べ宿泊者数：20人

6. 成果物の提出等

(1) 成果物

- ・ 事業実施報告書（A4版）とその電子データ
- ・ 本事業で作成したチラシ等があれば、その実物及び電子データ

(2) 提出場所

一般社団法人山陰インバウンド機構

(3) 提出期限

令和8年3月31日（火）

なお、作成にあたっては、以下について留意すること

- ① 事前に監督職員の承認を受けること
- ② 事業実施状況等をわかり易く編集すること
- ③ 事業実施による効果を調査し、取りまとめること

7. その他

(1) 一般社団法人山陰インバウンド機構と十分協議しながら事業を進めること

(2) 事業の実施にあたっては、「Japan. Endless Discovery.」や「縁の道～山陰～」 「DISCOVER ANOTHER JAPAN」のロゴマーク等を使用する等、国及び当機構の進める事業であることが分かるよう表示すること